

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第5号

令和8年2月14日から福岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第3項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまでの間、福岡県後期高齢者医療広域連合公文書等の中に「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務代理者」と、「広域連合長 月形祐二」とあるのは「広域連合長職務代理者 福岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 三浦正」と読み替える。

令和8年1月30日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二